

## 資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、登米市振興協同組合は、令和五年九月十五日で利用終了いたしました登米市共通商品券「とめっこマネー」につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

「払戻しを行う前払式支払手段の種類」

とめっこマネー 五百円商品券

「払戻しの申出期間」

令和五年九月十九日～令和五年十二月二十日

※当該期間内に払戻しの申出が無い場合は、この払戻し手続きから除外されます。

「申出及び払戻し方法」

登米市振興協同組合に未使用の「とめっこマネー五百円商品券」をご持参ください。確認の上、その場で現金と交換いたします。

「お問合せ先」

登米市振興協同組合（事務局 登米中央商工会内）

〒九八七-〇五一 宮城県登米市迫町佐沼字上舟丁十二番地六

電話 〇二二〇-二二二-三六八一 <https://r.goope.jp/tomekkomoney/>

受付時間は、午前十時～午後四時まで（土、日、祝は除く）